

2 補償の内容

【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】

被保険者が、日本国内または国外において、所定の交通乗用具との衝突、接触等の交通事故または交通乗用具の交通事故によりケガ(※)をされた場合等に、保険金をお支払いします。

(※) 身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時的に吸入、吸引した場合に急に生ずる有毒症状を含みます。ただし、細菌性食中毒、ウイルス性食中毒は含まれません。

(注) 保険期間の開始日より前に発生した事故によるケガ・損害に対しては、保険金をお支払いできません。

● 次のような事故によりケガをされた場合に、保険金をお支払いします。

- ① 交通乗用具との衝突、接触等の交通事故
- ② 交通乗用具に搭乗中(※)の事故
- ③ 駅改札口を突っ切ってから改札口を出るまでの間にける事故
- ④ 交通乗用具の火災

(※) 正規の搭乗装置もしくはその設置のある室内(通行できないように仕切られている場所を除きます。)に搭乗している間。ただし、異常かつ危険な方法での搭乗を除きます。

【保険金をお支払いする主な場合】

(1) 傷害(国内外補償)

● 死亡保険金

事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合、死亡・後遺障害保険金額をお支払いします。ただし、すでに後遺障害保険金をお支払いしている場合は、その金額を差し引いてお支払いします。

【死亡保険金の額＝死亡・後遺障害保険金額の全額】

● 後遺障害保険金

事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合、死亡に次いで死亡・後遺障害保険金額の4%~100%をお支払いします。ただし、お支払いする後遺障害保険金は、保険期間満了日、死亡・後遺障害保険金額を限度とします。

【後遺障害保険金の額＝死亡・後遺障害保険金額×後遺障害の程度に応じた割合(4%~100%)】

● 入院保険金

事故によりケガをされ、入院された場合、入院日数に対し1,000日を限度として、1日につき入院保険金額をお支払いします。

【入院保険金の額＝入院保険金日額×入院日数(1,000日限度)】

● 手術保険金

事故によりケガをされ、そのケガの治療のために病院または診療所において、以下①または②のいずれかの手術を受けた場合、手術保険金をお支払いします。ただし、1事故につき1回の手術にかぎります。

なお、1事故に基づきケガに対して、入院中および外来で手術を受けたときは、<入院中を受けた手術の場合>の手術保険金をお支払いします。

- ① 公的医療保険制度における医師診療報酬点数表、手術料の算定対象として列挙されている手術(※1)
- ② 先進医療に該当する手術(※2)

<入院中を受けた手術の場合>

【手術保険金の額＝入院保険金日額×(倍)】

(※1) 以下の手術は対象外となります。
創傷処理、皮膚切開術、デブリドマン、骨または関節の非腫瘍的または徒手の整復術・整復固定術および関節術、歯科手術

(※2) 先進医療に該当する手術は、治療を直接の目的としてメス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものにかぎります。

(2) 賠償責任

● 個人賠償責任(国内外補償)(注)

日本国内または国外において、被保険者(※1)が次の①から④までのいずれかの事由により費用(訴訟費用等)の合計金額をお支払いし、損害賠償金および費用(訴訟費用等)の合計金額をお支払いし、自己負担額はありまません。ただし、1回の事故につき損害賠償金は個人賠償責任の保険金額を限度とします。なお、賠償金額の決定には、事前に損保ジャパンの承認を必要とします。

- ① 住宅の所有・使用・管理に起因する偶然な事故により、他人にケガなどをさせた場合や他人の財物を壊した場合
- ② 被保険者(※1)の日常生活(住宅以外の建物)の所有、使用または管理を除きます。)に起因する偶然な事故(例:自転車運転中の事故など)により、他人にケガなどをさせた場合や他人の財物を壊した場合
- ③ 日本国内で正当な権利を有する者から受託した財物(受託品)(※2)を壊したり盗まれた場合
- ④ 誤って線路に立ち入りしたことにより電車等(※3)を運行不能にさせた場合

(※1) この特約における被保険者は次のとおりです。

- ア.本人
- イ.本人の配偶者
- ウ.本人またはその配偶者の同居の親族
- エ.本人またはその配偶者の別居の未成年の子
- オ.本人が未成年者または責任能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって本人を監督する方(本人の親族にかぎります。)。ただし、本人に関する事故にかぎります。

カ.イからエ.までのいずれかの方が責任能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任能力者を監督する方(その責任能力者の親族にかぎります。)。ただし、その責任能力者に関する事故にかぎります。

なお、被保険者本人またはその配偶者との続柄および同居または別居の別は、損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。

(※2) 次のものは「受託品」に含まれません。
・携帯電話・スマートフォン等の携帯型通信機器およびこれらの付属品
・コンタクトレンズ、眼鏡、サングラス、補聴器
・善徳、善徳その他これらに準ずる物
・自転車、ハングライダー、パラグライダー、サーフボード、ウィンドサーフィン、ラジコン模型およびこれらの付属品

・船舶(ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含む。)、航空機、自動車(ゴルフ場敷地内におけるゴルフカートを除きます。)、バイク、原動機付自転車、雪上車、オフロードバイク、ゴカートおよびこれらの付属品
・通貨、預貯金証券、株券、手形その他の有価証券、印紙、切手、設計書、帳簿
・貴金属、宝石、書画、骨とう、彫刻、美術品
・クレジットカード、ローンカード、プリペイドカードその他これらに準ずる物
・ドローンその他の無人航空機および模型航空機ならびにこれらの付属品
・山岳登山、ロッククライミング(フリークライミングを含む。)、登る高さ5mを超えるボルダリング等の危険な運動等を行う間その運動等の用具
・データープログラム等の無体物
・漁具
・1個もしくは1組または1対で100万円を超える物
・不動産

など

(※3) 「電車等」とは、汽車、電車、気動車、モノレール等の軌道上を走行する陸上の乗用具をいいます。

(注) 補償内容が同様の契約(※)が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約かによる場合は法令上も補償されますが、いずれか一方のご契約からは、補償内容が支払されない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください(※2)。

(※1) 傷害保険の他、火災保険や自動車保険などにセットされた特約や他社のご契約を含みます。

(※2) 1契約のみに補償・特約をセットした場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居)の変更等により被保険者が補償の対象外となったときなどは、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

【保険金をお支払いできない主な場合】

(1) 傷害(国内外補償)

● 死亡保険金

● 後遺障害保険金

● 入院保険金

● 手術保険金

- ① 故意または重大な過失
- ② 自殺行為、犯罪行為または闘争行為
- ③ 無資格運転、酒気を帯びた状態で運転または麻薬、危険ドラッグ等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転
- ④ 脳疾患、疾病または心神喪失
- ⑤ 妊娠、出産、早産または流産
- ⑥ 外科的手術その他の医療処置
- ⑦ 戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為(※1)を除きます。)、核燃料物質等によるもの
- ⑧ 地震、噴火またはこれらによる津波
(天災危険補償特約をセットしない場合)
- ⑨ 頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見(※2)のないもの
- ⑩ 交通乗用具による競技、競争、興行(これらに準ずるものおよび練習を含みます。)の間の事故
- ⑪ 船舶に搭乗者が、職務(養成所の生徒を含みます。)として被保険者が、職務または実習のために船舶に搭乗している間の事故
- ⑫ 航空運送事業者が路線を定めて運行する航空機以外の航空機を被保険者が路線または職務として変更している間の事故
- ⑬ グライダー、飛行機、ジャイロプレーン等の航空機に搭乗している間の事故
- ⑭ 被保険者が職務として、交通乗用具への荷物、貨物等の積み下ろし作業または交通乗用具の修理、点検、整備、清掃の作業に従事するその作業に直接起因する事故、整備 など

(※1) 「テロ行為」とは、政治的・社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。以下同様とします。

(※2) 「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。以下同様とします。

(2) 賠償責任

● 個人賠償責任(国内外補償)

- ① 故意
- ② 戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等による損害
- ③ 地震、噴火またはこれらによる津波
- ④ 被保険者の職務の遂行に直接起因する損害賠償責任
- ⑤ 被保険者およびその被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任
- ⑥ 受託品を除き、被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物により正当な権利を有する方に対して負担する損害賠償責任
- ⑦ 心神喪失に起因する損害賠償責任
- ⑧ 被保険者または被保険者の指図による暴行または殴打に起因する損害賠償責任
- ⑨ 航空機、船舶および自動車・原動機付自転車等の車両(※1)、銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
- ⑩ 受託品の損壊または盗取について、次の事由により生じた損害

- ・ 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為
- ・ 差し押え、収用、没収、破壊等または公共団体の公権力の行使
- ・ 自然の消耗または劣化、変色、さび、かび、ひび割れ、虫食い
- ・ 偶然な外来の事故に直接起因しない電気的事故または機械的故障
- ・ 置き忘れ(※2)または紛失
- ・ 詐欺または横領
- ・ 雨、雪、雹(ひょう)、みぞれ、あられまたは融雪水の浸み込み
- ・ 受託品が委託者に引き渡された後に発見された受託品の損壊または盗取

など

(※1) 次のアからエ.までのいずれかにかぎります。

- ア.主たる原動力が人力であるもの
- イ.ゴルフ場敷地内におけるゴルフカート
- ウ.身体障がい者用の車(※3)および歩行補助車、原動機を用いるもの
- エ.移動用小形車および遠隔操作型小形車

(※2) 保険の対象を置いた状態での事実または置いた場所を忘れることをいいます。

(※3) 身体の障害により歩行が困難な者の移動の用に供するための身体障がい者用の車(※3)等の車をいいます。ただし、原動機を用いるものがある場合は法令に定める基準に該当するものにかぎり、遠隔操作により通行させることができるものを除きます。

用語のご説明

用語	用語の定義
交通乗用具	電車・自動車(スクーターを含む。)、原動機付自転車(一般原動機付自転車および特定小型原動機付自転車を含む。)、移動用小形車、遠隔操作型小形車(搭乗装置のあるものにかぎります。)、自転車、身体障がい者用の車(身体障がい者用車を含む。)、航空機、船舶等を含みます。ただし、三輪以上の幼児用車両、スケートボード、原動機を用いない二輪道具等は除きます。
先進医療	病院等において行われる医療行為のうち、一定の施設基準を満たした病院等が厚生労働省への届出により行う高度な医療技術をいいます。対象となる先進医療の種類については、保険期間中に変更となる場合があります。詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。 http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/senshinryou/jikan.html
治療	医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。ただし、被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師による治療をいいます。
入院	自宅等での治療が困難なため、病院または診療所において、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。
配偶者	婚姻の相手方をいい、内縁の相手方(※1)および同性パートナー(※2)を含みます。 (※1) 内縁の相手方とは、婚姻の届出をしていないために、法律上の夫婦と認められないものの、事実上婚姻関係と同様の事情にある方をいいます。 (※2) 同性パートナーとは、戸籍上の性別が同一であるために、法律上の夫婦と認められないものの、婚姻関係と同様の事情にある方をいいます。 (注) 内縁の相手方およびパートナーは、婚姻の意思(同性パートナーの場合は、パートナー関係を将来にむけて継続する意思)をもち、同居し婚姻関係に準じた生活を営んでいる場合にかぎり、配偶者を含みます。
親族	6親等内の血族、配偶者または3親等内の姻族をいいます。
未婚	これまで婚姻歴がないことをいいます。
免責金額	支払保険金の算出にあたり、損害の額から控除する自己負担額をいいます。

3 ご加入の際に、特にご注意いただきたいこと

(1) クーリングオフ

この保険は、保険期間が1年以下のみとなるため、クーリングオフの対象とはなりません。

(2) ご加入時における注意事項(告知義務等)

- ・ご加入の際は、お申込み書類等記載の記載・入力内容に間違いがないようご確認ください。
- ・お申込み書類等に記入いただく内容は、損保ジャパンが公平な判断を行ううえで重要な事項となります。
- ・ご契約者または被保険者には、告知事項(※)について、事実を正確にご回答いただく義務(告知義務)があります。

(※) 「告知事項」とは、危険に関する重要な事項のうち、お申込み書類等記載の記載・入力事項とすることによって損保ジャパンが告知を求めたものをいい、他の保険契約等に關する事項を含みます。

<被保険者へのこの保険に関する告知事項は、次のとおりです。>

★他の保険契約等(※)の加入状況

(※) 「他の保険契約等」とは、個人用傷害所得総合保険、傷害総合保険、普通傷害保険、積立傷害保険等、この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。

・口頭でお話し、または資料提示されただけでは、告知していただいたことにはなりません。

・告知事項について、事実を入力しなかった場合または事実と異なることを入力された場合は、ご契約が解除されることや、保険金をお支払いできないことがあります。

・死亡保険金をお支払う場合は、被保険者の法定相続人にお支払いします。

(3) ご加入後における留意事項(通知義務等)

- ・お申込み書類等記載の住所または通知先を変更された場合は、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンまでご連絡ください。
- ・ご加入内容の変更を希望される場合は、あらかじめ取扱代理店または損保ジャパンまでご連絡ください。また、ご加入内容の変更に伴い保険料が変更となる場合は、所定の計算により算出した額を返還または請求します。

<被保険者による解除請求(被保険者離脱制度)について>

- ・被保険者は、この保険契約(その被保険者に係る部分)にかぎらず、この解除を求めるときは、解除金がかかります。なお、この保険契約の解除を求めるときは、加入者が同時に加入するMysuranceの火災保険も解約する必要があります。お申込み方法等につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
- ・保険金の請求状況や被保険者のご年齢等によっては、ご継続をお断りすることがあり、ご継続の際に補償内容を変更させていただきます。

<重大事由による解除等>

- ・保険金を支払わせる目的でケガをさせた場合や保険契約者、被保険者または保険金受取人が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

<他の身体障害または疾病の影響>

- ・すでに存在していたケガや後遺障害、病気の影響などにより、保険金をお支払いするケガの程度が重くなったときは、それらの影響がなかったものとして保険金をお支払いします。

(4) 責任開始期

保険責任は保険期間初日の午前0時に始まり、加入手続きが完了した時点から保険期間初日より開始します。

(5) 事故がおきた場合の取扱い

- ・事故が発生した場合は、ただちに損保ジャパンまたは取扱代理店までご連絡ください。事故の発生の日からその日を含めて30日以内に通知がない場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。
- ・被保険者が法律上の賠償責任を負担される事故が発生した場合は、必ず事前に損保ジャパンにご相談のうえ、交渉をおすすめください。事前に損保ジャパンの承認を得ることなく賠償責任を認めたり、賠償金をお支払いしない場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。また、盗難による損害が発生した場合はただちに警察署へ届け出てください。

(注) 個人賠償責任補償特約をセットした場合、日本国内において発生した事故については、損保ジャパンが示談交渉をお引き受け、示談交渉サービスの提供にあたっては、被保険者および損害賠償責任者の同意が必要となります。ご利用いただけませんのでご注意ください。

- ・被保険者の負担する法律上の損害賠償責任の額が保険金額を明らかに超える場合
- ・損害賠償に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合

など

- ・保険金のご請求にあたっては、以下に掲げる書類のうち、損保ジャパンが求めたものを提出してください。

必要となる書類	必要書類の例
① 保険金請求書および保険金請求者が確認できる書類	保険金請求書、印鑑証明書、戸籍謄本、委任状、代理請求申請書、住民権者が確認できる書類 など
② 事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類	傷害状況報告書、就業不能状況報告書、事故証明書、メーカーや修理業者等からの原因調査報告書 など
③ 損害の程度および回復の範囲等が確認できる書類	ア 被保険者の身体の傷害または疾病に関する被害、他人の身体の障害に関する賠償事故の場合(死亡、診断書(写)、死体検案書(写)、診断書、診療報酬明細書、入院通院申告書、治療費領収書、診察券(写)、運転免許証(写)、レントゲン(写)、所得を証明する書類、休業損害証明書、源泉徴収票、災害補償規定、補償金受領書 イ 他人の財物の損壊に関する賠償事故の場合修理見積書、写真、領収書、写真(写)、被害品明細書、貸借借受書(写)、売上高等営業状況を示す帳簿(写) など
④ 保険の対象であることが確認できる書類	売買契約書(写)、保証書 など
⑤ 公の機関や関係先等への調査のために必要な書類	同意書 など
⑥ 被保険者が損害賠償責任を負担できる書類	示談書(※)、判決書(写)、調停調書(写)、和解調書(写)、相手の方からの領収書、承諾書 など
⑦ 損保ジャパンが支払うべき保険金の額を算出するための書類	他の保険契約等の保険金支払内容や支払内訳書 など

(※) 保険金は、原則として被保険者から相手の方へ賠償金を支払った後にお支払いします。

(注1) 事故の発生またはケガの程度および損害の額等に応じ、上記以外の書類もしくは証拠の提出または調査にご協力いただくことがあります。

(注2) 被保険者が保険金を請求できない事情がある場合は、ご親族のうち損保ジャパンが定める条件を満たす方が、代理人として保険金を請求することができます。

・上記の書類をご提出いただく等、所定の手続きが完了した日からの日を含めて30日以内に、損保ジャパンが保険金をお支払いするために必要な事項の確認を終え、保険金をお支払いしない場合は、特別な承認による調査等が不可欠な場合は、損保ジャパンは確認が必要な事項およびその確認を終るべき時期を通知し、お支払いまでの期間を延長することがあります。詳しい内容につきましては、損保ジャパンまでお問い合わせください。

・ケガをされた場合等は、この保険以外の保険でお支払いの対象となる可能性があります。また、ご家族の方が加入している保険がお支払対象となる場合もありません。損保ジャパン・他社を問わず、ご加入の保険証券等をご確認ください。

(6) 保険金をお支払いできない主な場合

本書面の補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】をご確認ください。

(7) 解約返れい金等

この保険契約が解約される場合は、加入者が同時に加入するMysuranceの火災保険とあわせて解約していただきます。取扱代理店までご連絡ください。なお、解約に際して、返れい金のお支払いはありません。

(注) ご加入後、被保険者が死亡した場合は、その事実が発生した時にその被保険者に係る部分についてご契約は効力を失います。

また、死亡保険金をお支払いすべきケガによって被保険者が死亡した場合においては、その保険金によって被保険者の保険料を返還しません。詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

(8) 保険会社統轄の取扱い

引受保険会社が統轄された場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続に基づきご契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束したご契約内容が解約返れい金等のお支払いが一定期間継続されたり、金額が削減される場合があります。

この保険は損害保険契約者保護機構の補償対象となりますので、引受保険会社が経営破綻した場合は、以下のとおり補償されます。

- (1) 保険期間が1年以内の場合は、保険金・解約返れい金等の8割まで(ただし、破綻発生から3か月までに発生した事故による保険金は全額)が補償されます。
- (2) 保険期間が1年を超える場合は、保険金・解約返れい金等の9割(※)までが補償されます。

(※) 保険期間が5年を超える、主務大臣が定める率より予定利率が適用されているご契約については、追加で引き付けとなる場合があります。

(9) 個人情報の取扱いについて

- ・保険契約者は、本契約に関する個人情報を、損保ジャパンに提供します。
- ・損保ジャパンは、本契約に関する個人情報、本契約の履行、損害保険等損保ジャパンの取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、その他業務上必要とする範囲で、業務委託先、再保険会社、等外にある事業者を含みます。に提供等を行う場合があります。また、契約の安定的な運用を図るために、加入者および被保険者の保険金請求履歴等を契約者に対して提供することがあります。なお、保護義務のある者に対する個人情報(要配慮個人情報を含みます。)の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な確保そのための必要と認められる範囲に限定し、個人情報の取扱いに関する詳細(国外在住者の個人情報を含みます。)については損保ジャパン公式ウェブサイト(<https://www.sompo-japan.co.jp/>)をご覧ください。取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

申込(加入者)および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえ、ご加入ください。

4 ご加入内容確認事項

本確認事項は、万一の事故の際にお客さまに安心してお客さまをご利用いただくために、ご加入いただく保険内容がお客さまの意向に沿っていること、ご加入いただくうえに特に重要な事項を正しくご入力いただいていること等をお客さまご自身に確認していただくためのものです。お手数ですが、以下の事項について、再度ご確認ください。なお、ご確認にあたり不明な点がございましたら、本書面に記載の問い合わせ先までご連絡ください。

(1) 保険商品の次の補償内容等が、お客さまの意向に沿っているかを(ご確認ください)。

- 補償の内容(保険金の種類)、セットされる契約
- 保険金額
- 保険期間
- 保険料
- 保険料払込方法
- 満期返れい金・契約者配当金がないこと

(2) ご加入いただく内容に誤りがないかをご確認ください。

以下の項目は、保険料を正しく算出したり、保険金を適切にお支払いしたりする際に必要な項目です。内容をよくご確認ください。(告知事項について、正しく告知されているかをご確認ください。)

- 被保険者の「生年月日」(または「満年齢」)、「性別」は正しく記載。
- 本書面に記載の「他の保険契約等」がないことまたは「他の保険契約等」が他にある場合、以下の【補償重複についての注意事項】をご確認いただきましたか。

【補償重複についての注意事項】補償内容が同様の契約が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約かによる場合は法令上も補償されますが、いずれか一方のご契約からは、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償の要否をご判断ください。

- 被保険者の範囲についてご確認いただきましたか。

(3) お客さまにとって重要な事項(告知義務・注意喚起情報の記載)をご確認いただくこと

- 特に「注意喚起情報」には、「保険金をお支払いできない告知義務・通知義務」が記載されていますので必ずご確認ください。

問い合わせ先(保険会社等の相談・苦情・連絡窓口)

● 契約者・取扱代理店

Mysurance(マイジュアランス)株式会社
〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1
【お問合せフォーム】
<https://inquiry.mysurance.co.jp/contact/>

● 引受保険会社

損害保険ジャパン株式会社 情報通信事業部 営業課
〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1
【お問合せ専用メールフォーム】
10_mys-hoken@sompo-japan.co.jp

● 保険会社との間で問題を解決できない場合(指定紛争解決機関)

損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受け指定された紛争解決機関である保険紛争処理センター(以下「センター」といいます)と、日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADセンター
(〒100-0001 東京都千代田区千代田1-1-1)
受付時間:平日の午前9時15分から午後5時まで
(土・日・祝日、年末年始は休業)

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。
(<https://www.sonpo.or.jp/>)

● 事故が起きた場合

ただちに損保ジャパン、取扱代理店または下記事故サポートセンターまでご連絡ください。

【事故サポートセンター】0120-727-110
(受付時間:24時間365日)

- ・取扱代理店は引受保険会社との統轄に基づき、お客さまからの告知の受領、保険料の締結・管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店とご締結いただいた有効に成立した契約につきましては、引受保険会社は概ね承認したものとします。詳細につきましては普通保険契約・特約をご確認ください。普通保険契約・特約は、保険契約の明示部分(契約書)に記載された内容と一致しない場合は、引受保険会社にお問い合わせください。

※J25-0610(2025年8月19日)

マイジュアランス